

議事要旨(4) 棚卸資産専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、企業会計基準公開草案第 25 号「棚卸資産の評価に関する会計基準(案)」に寄せられたコメントの概要とこれに対する対応案につき、説明がなされ、委員から次のような発言があった。

(LIFO 廃止の影響を剰余金の調整とする取扱いについて)

- ・ コメントの中に、LIFO を廃止した場合の影響を期首剰余金で調整することを求める理由として、LIFO から別の方法に変更すると投資家が混乱し、情報公開の透明性を損なう結果になるおそれがある、ということが挙げられている。しかし、実際に棚卸資産の評価方法を LIFO から他の方法へ変更する企業はあり、必要な開示を行うことで情報公開の透明性を損なうことにはなっていないので、このコメントについては、少しトーンを落として受け止めた方がよいと考えるという意見があった。
- ・ LIFO を廃止した場合の影響を期首剰余金で調整する取扱いは、剰余金の継続性などについてのこれまでの ASBJ の考え方からすると、問題もあると思われるため、慎重に検討すべきであるという意見があった。

(企業に生じる税負担について)

- ・ 米国会計基準で LIFO が存続するかどうかのポイントになると思われる。EU の同等性評価に配慮して日本だけが LIFO を廃止し、結果として日本の LIFO 採用企業だけに税負担が生じ、キャッシュ・フローに影響するという形で決着してしまうのではないかという懸念があり、この点が LIFO 採用企業には不満のあるところなのではないかという意見があった。

この点について、事務局からは、米国の動向を注視しているが、日本と米国の置かれている立場は違うということがある中で、日本の会計基準が IFRS と遜色のない水準なのかという点に関して、EC は LIFO についても日本の対応に注目しており、こうした点を踏まえて検討する必要があるという回答がなされた。また、税の問題について ASBJ としてできることは、関係当局に対して審議の内容を伝えていくことしかないと考えているとの回答がなされた。
- ・ この点については、別の委員からも、現在 LIFO を認めているという点で日本と米国の状況は同じであるにもかかわらず、両国で起きる結果が違うというのは問題であり、そのため、関係当局に審議の内容を伝えていくという事務局の意見に賛成するという意見があった。

以上